

熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、市町村が、下水を公共下水道等へ流下させるための排水設備を整備する者に対し、その経費の一部を助成する場合、当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において「公共下水道等」とは、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設をいう。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助金の交付対象及び補助額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 生活排水適正処理重点推進事業県費補助金所要額調書
- (3) 市町村歳入歳出予算書
- (4) 市町村補助金交付要項等
- (5) その他参考となる書類

3 第1項の申請書は、補助金の内示後速やかに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(変更申請)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1)市町村における補助額の増額変更
- (2)公共下水道等への接続件数の変更
- (3)建築物の用途の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 生活排水適正処理重点推進事業県費補助金変更所要額調書
- (3) 市町村歳入歳出予算書
- (4) 市町村補助金交付要項等
- (5) その他参考となる書類

3 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 規則第11条による状況報告（別記第5号様式）は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 報告時点 9月末日

(2) 報告期限 10月末日

（実績報告）

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績報告書

(2) 県費補助金精算調書

(3) 補助対象公共下水道等接続者一覧表

(4) 歳入歳出決算書

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第8号様式によるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年5月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県生活排水適正処理重点推進事業

<p>1 補助対象市町村</p>	<p>下記（１）の要件を満たす市町村のうち、併せて（２）の要件を満たすこと。</p> <p>（１）集落排水施設等を有する以下の市町村であること。 （錦町、宇土市、五木村、相良村、玉名市、天草市、宇城市、山鹿市、小国町、芦北町、八代市、大津町、山江村、水上村、南阿蘇村、益城町、合志市、菊池市、南小国町、苓北町、菊陽町）</p> <p>（２）実施要綱等において助成額を明確に規定した助成制度を有する市町村であること。</p>
<p>2 対象とする建築物の用途</p>	<p>個人住宅及び民間集合住宅（新築を除く。）</p>
<p>3 補助額</p>	<p>（１）補助対象とする費用は、水洗便所への改造費、接続のための配管費、汲み取り設備及び浄化槽の撤去費とする。</p> <p>（２）補助対象及び補助率は1/4とする。</p> <p>（３）1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。切り捨ては補助総額の合計に対し行う。</p> <p>（４）1件当たりの補助額の上限は、100,000円とする。</p>

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付申請書
年度において、下記のとおり生活排水適正処理重点推進事業を実施したいので、〇〇
年度生活排水適正処理重点推進事業補助金 円を交付されるよう熊本県補助金等
交付規則第3条及び熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付要項第4条の規定により関係書
類を添えて申請します。

添付書類

- | | |
|---------------|-----|
| 1 事業計画書 | 別紙1 |
| 2 県費補助金所要額調書 | 別紙2 |
| 3 市町村歳入歳出予算書 | 別紙3 |
| 4 市町村補助金交付要項等 | |
| 5 その他参考となる書類 | |

事業計画書

1 事業対象地域

※事業対象地域を明らかにする図面（5万分の1程度の地形図）を添付してください。

2 事業計画の状況

助成区分		年度全体計画		左のうち補助対象	
		件数（件）	処理人口（人）	件数（件）	処理人口（人）
助成制度の新設					
助成制度の拡充	助成額				
	対象年数				
	その他条件				
合 計					

（記入上の注意）

- ・「件数」欄は、各新設・拡充区分ごとの件数を記入してください。
- ・助成制度の拡充において、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。

生活排水適正処理重点推進事業県費補助金所要額調書

(市町村名：)

助成区分	補助対象となる 助成額 (A)	(B) = (A) × 補助率	補助額 (C) 上限100,000円	補助 件数 (D)	補助総額 (E) =(C) × (D)	制度の内容
助成制度の新設 <u>(記入例)</u>	(円) 300,000	(円) 150,000	(円) 100,000	(件) 5	(円) 500,000	H25年度に助成額300,000円支給を創設
助成制度の拡充	助成額					
	対象年数					
	その他条件					
合 計						

(記入上の注意)

- ア 助成区分については、各新設・拡充ごとに記入してください。
- イ 助成制度の拡充においては、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。
- ウ 「補助対象となる助成額」欄は、平成25年度以降に、市町村が実施要綱等において助成制度の新設又は拡充した助成額で、水洗便所への改造費、接続のための配管費、汲み取り設備及び浄化槽の撤去費に係る費用額を記入してください。
- エ 「補助額」(C)欄は、(B)欄と1件あたり上限額の安いほうとする。
- オ 補助総額の合計に千円未満の端数がある場合、千円未満は切り捨てとする。

市町村歳入歳出予算書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	500,000	
市町村費	1,500,000	
計	2,000,000	

2 支出の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
水洗便所改造工事 等助成金	2,000,000	
計	2,000,000	

※区分欄の記入方法

- 1 記載する予算額の対象は本事業に関するもののみとする。
- 2 収入の合計と支出の合計を一致させること。
- 3 支出の部の区分欄は「〇〇事業補助金」等を記入し、計欄は補助等に要する総額とすること。
- 3 不要な文字は、削除すること。

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付決定通知書

〇〇〇年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金〇〇〇〇〇〇円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金変更交付申請書
〇〇〇〇年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました 年度生活排水適正処理重点推進事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び生活排水適正処理重点推進事業補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（前回までの申請額 金 円）
2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書 別紙1
2 県費補助金所要額調書 別紙2
5 市町村歳入歳出予算書 別紙3
6 市町村補助金交付要項等
7 その他参考となる書類

（当初申請時と内容に変更がないものは、提出を省略することができます。）

別紙1 (別記第3号様式関係)

事業変更計画書

1 事業対象地域

※事業対象地域を明らかにする図面(5万分の1程度の地形図)を添付してください。

2 事業計画の状況

助成区分		年度全体計画		左のうち補助対象	
		件数(件)	処理人口(人)	件数(件)	処理人口(人)
助成制度の新設					
助成制度の拡充	助成額				
	対象年数				
	その他条件				
合計					

(記入上の注意)

- ・「件数」欄は、各新設・拡充区分ごとの件数を記入してください。
- ・助成制度の拡充において、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。

生活排水適正処理重点推進事業 県費補助金変更所要額調書

(市町村名：)

助成区分	補助対象となる 助成額 (A)	(B) = (A) × 補助率	補助額 (C) 上限100,000円	補助 件数 (D)	補助総額 (E) =(C) × (D)	制度の内容
助成制度の新設	(円)	(円)	(円)	(件)	(円)	
助成制度の拡充	助成額					
	対象年数					
	その他条件					
合 計						

(記入上の注意)

- ア 助成区分については、各新設・拡充ごとに記入してください。
- イ 助成制度の拡充においては、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。
- ウ 「補助対象となる助成額」欄は、平成25年度以降に、市町村が実施要綱等において助成制度の新設又は拡充した助成額で、水洗便所への改造費、接続のための配管費、汲み取り設備及び浄化槽の撤去費に係る費用額を記入してください。
- エ 「補助額」(C)欄は、(B)欄と1件あたり上限額の安いほうとする。
- オ 補助総額の合計に千円未満の端数がある場合、千円未満は切り捨てとする。

市町村歳入歳出予算書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市町村費		
計		

2 支出の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

※区分欄の記入方法

- 1 記載する予算額の対象は本事業に関するもののみとする。
- 2 収入の合計と支出の合計を一致させること。
- 3 支出の部の区分欄は「〇〇事業補助金」等を記入し、計欄は補助等に要する総額とすること。
- 3 不要な文字は、削除すること。
- 4 変更の場合、予算額欄には下段に変更前の予算額、上段に変更後の予算額を2段書きで記入すること。

第 号
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金変更交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県生活排水適正
処理重点推進事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承
認し、下記の条件を付けて平成 年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金
円（前回までの交付決定額 金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3
項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業遂行状況報告書

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付要項第8条の規定により報告します。

記

1 事業遂行状況

助 成 区 分		件数（計 画）	件数（実 績）
助成制度の新設			
助成制度 の拡充	助成額		
	対象年数		
	その他条件		
合 計			

（記入上の注意）

- ・「件数」欄は、各新設・拡充区分ごとの件数を記入してください。
- ・助成制度の拡充において、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業実績報告書
年 月 日付け 第 号でありました交付決定通知に基づき 年度熊本県
生活排水適正処理重点推進事業を実施しましたので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本
県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実
績を報告します。

記

添付書類

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 事業実績報告書 | 別紙1 |
| 2 県費補助金精算調書 | 別紙2 |
| 3 歳入歳出決算書 | 別紙3 |
| 4 補助対象公共下水道等接続者一覧表 | 別紙4 |

別紙1 (別記第6号様式関係)

事業実績報告書

1 事業対象地域

※事業対象地域を明らかにする図面(5万分の1程度の地形図)を添付してください。

2 事業計画の状況

助成区分		年度全体計画		左のうち補助対象	
		件数(件)	処理人口(人)	件数(件)	処理人口(人)
助成制度の新設					
助成制度の拡充	助成額				
	対象年数				
	その他条件				
合計					

(記入上の注意)

- ・「件数」欄は、各新設・拡充区分ごとの件数を記入してください。
- ・助成制度の拡充において、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。

生活排水適正処理重点推進事業県費補助金精算調書

(市町村名：)

助成区分	補助対象となる 助成額 (A)	(B) = (A) × 補助率	補助額 (C) 上限100,000円	補助 件数 (D)	補助総額 (E) =(C) × (D)	制度の内容
助成制度の新設	(円)	(円)	(円)	(件)	(円)	
助成制度の拡充	助成額					
	対象年数					
	その他条件					
合 計						

(記入上の注意)

- ア 助成区分については、各新設・拡充ごとに記入してください。
- イ 助成制度の拡充においては、助成額、対象年数ともに拡充の場合は、それぞれ分けて記入ください。また、その他条件の拡充とは、所得制限の撤廃などをいう。
- ウ 「補助対象となる助成額」欄は、平成25年度以降に、市町村が実施要綱等において助成制度の新設又は拡充した助成額で、水洗便所への改造費、接続のための配管費、汲み取り設備及び浄化槽の撤去費に係る費用額を記入してください。
- エ 「補助額」(C)欄は、(B)欄と1件あたり上限額の安いほうとする。
- オ 補助総額の合計に千円未満の端数がある場合、千円未満は切り捨てとする。

歳入歳出決算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	精 算 額	備 考
県補助金	600,000	
市町村費	600,000	
計	1,200,000	

2 支出の部 (単位：円)

区 分	精 算 額	備 考
八代市下水道排水 設備工事費助成金	1,200,000	
計	1,200,000	

※区分欄の記入方法

- 1 記載する予算額の対象は本事業に関するもののみとする。
- 2 収入の合計と支出の合計を一致させること。
- 3 支出の部の区分欄は「〇〇事業補助金」等を記入し、計欄は補助等に要する総額とすること。
- 3 不要な文字は、削除すること。
- 4 精算額欄には、下段に交付決定額（最終）、上段に精算額を2段書きで記入すること。

補助対象公共下水道等接続者一覧表

市町村が助成する公共下水道等

設置者氏名	設置者住所	接続する 公共下水道等 の種類	着工年月日	竣工年月日	工事業者名登録 (届出) 番号	市町村の 補助対象助成額 (円)	県の 補助額 (円)
	(小計) 合計						

(記入上の注意)

- 1 ページごとに小計を記入してください。最終ページには、小計及び合計を記入してください。

第 号
年 月 日

（補助事業者の氏名） 様

熊本県知事

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金交付確定通知書
年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第8号様式（第11条関係）

年度熊本県生活排水適正処理重点推進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました 年度熊本
県生活排水適正処理重点推進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交
付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

補助事業者 住 所
氏 名

印

熊本県知事 様